

国立大学法人東京農工大学理事及び副学長等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (理事の職務) 第3条 (略) 2 (略) 3 理事の職務は、次のとおりとする。 (1) 経営に関する事。 (新設) <u>(2)</u> 企画に関する事。 <u>(3)</u> 広報に関する事。 <u>(4)</u> 法人評価に関する事。 <u>(5)</u> 社会貢献に関する事。 <u>(6)</u> 環境安全及び衛生管理に関する事。 <u>(7)</u> 内部統制に関する事。 <u>(8)</u> 研究倫理に関する事。 <u>(9)</u> 総務に関する事。 <u>(10)</u> 人事に関する事。 <u>(11)</u> 財務に関する事。 <u>(12)</u> 施設に関する事。 <u>(13)</u> 安全保障に関する事。 <u>(14)</u> リスクマネジメントに関する事。 <u>(15)</u> インスティテューショナル・リサーチ (IR) に関する事</p>	<p>本則 (理事の職務) 第3条 (略) 2 (略) 3 理事の職務は、次のとおりとする。 (1) 経営に関する事。 <u>(2) 経営戦略に関する事。</u> <u>(3)</u> 企画に関する事。 <u>(4)</u> 広報に関する事。 <u>(5)</u> 法人評価に関する事。 <u>(6)</u> 社会貢献に関する事。 <u>(7)</u> 環境安全及び衛生管理に関する事。 <u>(8)</u> 内部統制に関する事。 <u>(9)</u> 研究倫理に関する事。 <u>(10)</u> 総務に関する事。 <u>(11)</u> 人事に関する事。 <u>(12)</u> 財務に関する事。 <u>(13)</u> 施設に関する事。 <u>(14)</u> 安全保障に関する事。 <u>(15)</u> リスクマネジメントに関する事。 <u>(16)</u> インスティテューショナル・リサーチ (IR) に関する事</p>	<p>ガバナンス体制の強化に伴う改正</p>

<p>と。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(16)</u> その他必要な事項に関すること。</p> <p>4 理事は、主として<u>統括・経営担当、企画・人事担当、研究経営・学術連携担当、事業推進担当及び財務戦略担当</u>とし、その他の職務は学長が指定する。</p> <p>5 前項に規定する理事のうち、<u>統括・経営担当</u>の理事は、法人経営に関する職務において、その他の理事<u>及び副学長</u>を統括する権限を有するものとする。</p> <p>(副学長の職務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 副学長の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育組織及び教育課程に関すること。</p> <p>(2) 教育環境整備及び教育プロジェクトに関すること。</p> <p>(3) 学術及び研究に関すること。</p> <p>(4) 学生支援に関すること。</p> <p>(5) 入試に関すること。</p> <p>(6) 国際活動に関すること。</p> <p>(7) 認証評価及び自己点検評価に関すること。</p> <p>(8) ダイバーシティ推進に関すること。</p> <p><u>(9) 情報に関すること。</u></p> <p><u>(10)</u> 産学連携に関すること。</p> <p><u>(11)</u> 知的財産に関すること。</p> <p><u>(12)</u> その他必要な事項に関すること。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>と。</p> <p><u>(17) 情報に関すること。</u></p> <p><u>(18)</u> その他必要な事項に関すること。</p> <p>4 理事は、主として<u>統括・経営戦略担当、総務・人事担当、企画・内部統制担当、運営担当及び事業担当</u>とし、その他の職務は学長が指定する。</p> <p>5 前項に規定する理事のうち、<u>統括・経営戦略担当</u>の理事は、法人経営に関する職務において、その他の理事を統括する権限を有するものとする。</p> <p>(副学長の職務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 副学長の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育組織及び教育課程に関すること。</p> <p>(2) 教育環境整備及び教育プロジェクトに関すること。</p> <p>(3) 学術及び研究 (<u>学術連携含む。</u>)に関すること。</p> <p>(4) 学生支援に関すること。</p> <p>(5) 入試に関すること。</p> <p>(6) 国際活動に関すること。</p> <p>(7) 認証評価及び自己点検評価に関すること。</p> <p>(8) ダイバーシティ推進に関すること。</p> <p>(削る)</p> <p><u>(9)</u> 産学連携に関すること。</p> <p><u>(10)</u> 知的財産に関すること。</p> <p><u>(11)</u> その他必要な事項に関すること。</p> <p>3・4 (略)</p>	
--	---	--

<p>(新設)</p> <p><u>(本部長の任命)</u> <u>第8条 本部長は、法人法第12条第6項に規定する者のうちから、学長が任命する。</u></p> <p><u>(本部長の職務)</u> <u>第9条 本部長は、学長を助け、命を受けて特定の事項に係る職務を遂行する。</u> <u>2 本部長の職務は、学長が指定する。</u></p> <p><u>(本部長の解任)</u> <u>第10条 学長は、本部長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他本部長たるに適しないと認めるときは、その本部長を解任することができる。</u></p> <p><u>(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</u> <u>(2) 職務上の義務違反があるとき。</u> <u>(3) 前2号に規定するもののほか、職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、その本部長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき。</u></p> <p>(雑則) <u>第11条 (略)</u></p>	<p><u>(特命理事)</u> <u>第8条 学長は、本学の経営上必要と認めるときは、特命理事を置くことができる。</u> <u>2 特命理事について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(雑則) <u>第9条 (略)</u></p>	
---	---	--

附 則 (令和5年4月1日教規程第5号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。